

第5章 自然環境の保全

- 1 環境保全の啓発 74
 - (1) 環境啓発事業
 - ① 国場川水あしび
 - ② 漫湖チュラカーギ作戦
 - ③ 令和5年度那覇市環境啓発事業委託業務
 - (2) 環境学習会
 - ① ホタル観察会
 - ② 湧水めぐり
 - ③ 漫湖観察会
 - ④ 湿地の生き物観察会
 - ⑤ 大嶺海岸観察会

- 2 環境保全対策事業 78
 - (1) 水資源有効利用推進事業
 - ① 水資源有効利用・節水計画書
 - (2) 安謝川上流浄化対策
 - (3) メジロ捕獲及び飼養登録事務

- 3 広域的事業 79
 - (1) 国場川水系環境保全推進協議会

- 4 自然保護 79
 - (1) 鳥獣保護区の設定
 - ① 漫湖地区
 - ② 末吉地区



1 環境保全の啓発

市・市民・事業者の自然環境保全に関する意識を高めるために、自然環境に関する各種の啓発事業や学習会を市民等に対し行っています。

(1) 環境啓発事業

① 国場川水あしび 令和5年12月9日(土) 9:00~11:30

国場川水系(国場川、長堂川、饒波川)の各河川は水鳥が数多く飛来し、特にその河口の漫湖はラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)に登録(平成11年5月15日)された貴重な湿地となっています。

その豊かな自然環境は市民の憩いの場所となっており、生態系の保全や水質浄化の必要性等の理解を深めるため、毎年12月頃に清掃ボランティアと共に、漫湖周辺のごみ拾い、自然体験型ゲーム、漫湖の生き物等の展示を行っています。

② 漫湖チュラカーギ作戦

多くの市民に身近に残された貴重な自然に親しみ、水辺の環境保全の大切さを認識してもらうため、漫湖の清掃、マングローブの稚樹抜き、自然観察会を開催しています。

③ 令和5年度那覇市環境啓発事業委託業務 令和5年4月27日~令和6年3月15日

本業務は、環境学習等を通して身近な那覇市の自然環境に触れその大切さを認識してもらうための主催事業、出前講座及び子どもエコクラブ活性化事業を委託するものである。

ア 事業内容

(ア) 主催事業

a 外来植物メリケントキンソウ撲滅作戦

第1回(末吉公園) 5月14日(日) 9:30~11:30

第2回(新都心公園) 5月21日(日) 9:30~11:30



【メリケントキンソウ抜き取り作業】

b 環境教育指導者養成講座Ⅰ (グローイングアップワイルドエドゥケーター養成講座)

c 環境教育指導者養成講座Ⅱ (グローイングアップWETエドゥケーター養成講座)

(イ) 出前講座

市内24団体に対して出前講座を実施。

a 森の指令ゲーム

b 末吉公園夜の観察会

c 末吉公園昼間の観察会

d 授業 総合学習 「葉っぱの授業」城西小学校1年生



【出前講座：末吉公園内】

(ウ) こどもエコクラブ活性化事業

市内の既存のこどもエコクラブ及び新たにエコクラブを結成しようとする団体に対して、自らの団体が行う活動のヒントとなる気づきの機会を提供し、市内こどもエコクラブ活動の活性化を図ることを目的に、身近な自然と出会う様々な体験型活動を開催・提供しています。

a こどもエコクラブ説明会 令和5年7月6日(木) 13:30~15:00

参加者：個人2名 放課後児童クラブ2団体 (オンライン参加)

主催者より、こどもエコクラブの説明と本市での活動状況及び自然観察会等の利用方法の紹介

b エコクラブ交流会(那覇大会) 令和6年1月13日(土) 13:30~15:00

こどもエコクラブ2団体の活動発表、次年度の計画づくりを行いました。



【エコクラブ交流会：森の家 みんな】

c 環境啓発講座

エコクラブを対象とした環境啓発講座として、こどもエコクラブ2団体に対して、「末吉公園自然散策」やワークショップなど希望する出前講座を実施しました。



【末吉公園自然散策】

※こどもエコクラブとは

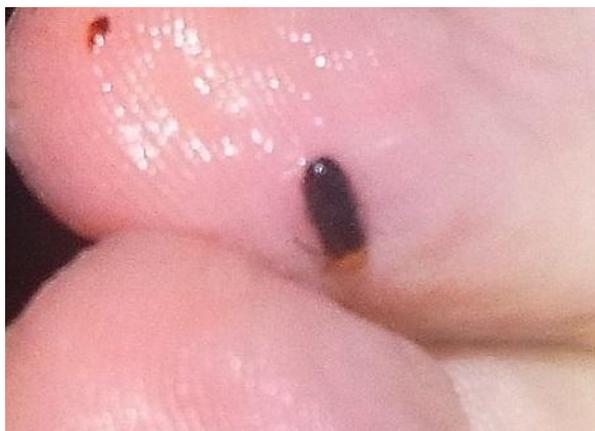
こどもエコクラブは幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブです。自然観察会や食育の勉強会などを通して、子どもたちが人と自然環境の関わりについて理解し、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環に加わっていくことを目的としています。

(2) 環境学習会

①ホタル観察会（末吉公園） 令和5年5月24日（水）開催

本市では、都市化が進みホタルが見られる場所も少なくなっていますが、末吉公園にはオキナワスジボタルやクロイワボタルなどの陸生のホタルが生息しています。

那覇市自然観察指導員と共に末吉公園内のホタルの生態や生息に適した環境を観察し、生き物や自然環境の保護、保全について、学習会を行っています。



② 湧水めぐり「首里カーマーい」 令和5年10月21日（土）開催 コース：首里城公園～宝口樋川
古来より身近な存在であった井戸や湧水は、都市化による緑地減少等で大きく変化してきました。

首里地区の湧水をめぐり、先人の知恵から学び水環境の保全を考える機会としています。



【首里カーマール（宝口樋川）】

- ③ 漫湖観察会（ひやみかちなはウォーク関連事業）令和5年11月12日（日）開催
多くの市民が参加する「ひやみかちなはウォーク」の関連事業として、ラムサール登録湿地としての漫湖の貴重な干潟の保全や自然環境の大切さを考える機会として開催しました。
- ④ 湿地の生き物観察会（漫湖水鳥・湿地センター）令和5年8月26日（土）開催
ラムサール条約に登録された漫湖の様々な生き物を観察し、干潟や身近に残された自然環境の大切さを認識する機会とするため、観察会を実施しています。



- ⑤ 大嶺海岸観察会（那覇空港海側）令和6年3月9日（土）開催
那覇空港のすぐ沖合に広がる大嶺海岸は、那覇市に残された自然海岸であり、干潮時にはサンゴ礁原、海草藻場、泥岩盤域等の多様な環境が姿をみせ、いろいろな生き物も生息しています。自然とのふれあいをおして、人と海、自然とのつながりについて考えることを目的に、観察会を実施しています。



2 環境保全対策事業

(1) 水資源有効利用推進事業

総合的な水資源の有効利用と節水、その他の施策を推進し、快適な都市づくりに寄与するために、「那覇市水資源有効利用推進要綱」を平成11年2月10日に施行しました（一部は平成12年4月1日施行）。

① 水資源有効利用・節水計画書

平成12年度から、市内にて建築物を設置する際に、設置者に「水資源有効利用・節水計画書」の市への提出を義務付け、水資源に対する意識啓発に取り組んでいます。さらに、平成12年度に策定した「那覇市水環境保全推進計画」の中に水資源有効利用推進策を盛り込みました。

表5-1 令和5年度水資源有効利用・節水計画書の内訳

水資源有効利用・節水計画書提出 (うち、下記の方法による水資源有効利用を予定しているのは83件です。)	337件
雨水タンク設置予定	2件
井戸水利用予定	2件
再生水利用予定	0件
地下浸透設備（浸透マス等）設置予定	79件
	計83件

(2) 安謝川上流浄化対策

安謝川の水質を浄化し、潤いある水辺空間を創出するため、平成5年から、「安謝川をきれいにする住民の会」等と協力し、事業を実施しています。

付近住民や学童クラブなどへも呼びかけ、毎月第2土曜日に清掃活動を実施しています。

安謝川をきれいにする住民の会は、平成30年度の環境大臣、地域環境美化功労者表彰を受けました。



【安謝川クリーン作戦】

(3) メジロ捕獲及び飼養登録事務

鳥獣保護行政における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、愛がん飼養を目的として、メジロ（「1世帯1羽」に限定）に係る捕獲及び飼養登録に関する事務を平成21年度から沖縄県（自然保護課）より権限委譲を受けています。

平成23年9月、国の定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」が改定されました。同指針に基づき、沖縄県において「第11次鳥獣保護事業計画」が策定され、「愛がん飼養目的のメジロの捕獲は許可しない」こととなりました。

表5-2 メジロ飼養登録状況〔令和5年度〕

交付件数	種別	交付件数(①)	手数料(②)	計(①×②)
	更新	2件	3,400円	6,800円
	再交付	0件	3,400円	0円
	合計	2件	—	6,800円

[鳥獣（メジロ）の捕獲及び飼養について | 那覇市公式ホームページ \(city.naha.okinawa.jp\)](http://city.naha.okinawa.jp)

3 広域的事業

(1) 国場川水系環境保全推進協議会

国場川水系は、国場川、長堂川そして饒波川からなり、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、豊見城市、南風原町、さらに那覇市の7つの市や町に流域を持ち、那覇港海域に注ぎ込んでいます。

国場川水系環境保全推進協議会は、これら7つの自治体で構成し、国場川水系にかかる環境保全対策を連携して推進し、水環境の回復を図るために組織されています。

4 自然保護

(1) 鳥獣保護区の設定

① 漫湖地区

漫湖は全国でも有数の渡り鳥の集団渡来地であり、鳥獣の保護繁殖を図るため、昭和52年に国設鳥獣保護区の設定を受けました。漫湖は、シギ、チドリ類やクロツラヘラサギ等の野鳥を観察することができ、市民が自然とふれあう貴重な場所となっています。

平成9年からは、水鳥の保護に特に重要な水域であるとして、漫湖の水面部分が国設鳥獣保護区特別保護地区に設定されており、平成19年には、保護期間が令和9年までの20年間に更新されました。

また、平成11年5月15日には、漫湖の水鳥生息地としての重要性が世界的に認められ、水面部分の国設鳥獣保護区特別保護地区（58ha）がラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に登録されました。

[ラムサール条約 | Ramsar Convention | 漫湖水鳥・湿地センター \(manko-mizudori.net\)](#)

表5-3 国設鳥獣保護区

種別	名称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面積	期間	面積	期間
集団渡来地	漫湖	174ha	平成19年11月1日 令和9年10月31日	58ha	平成19年11月1日 令和9年10月31日



漫湖

② 末吉地区

末吉の森は、都市における生活環境改善のために都市公園として整備されており、同時に、野生生物の保護管理を目的として、県設鳥獣保護区及び県設鳥獣保護区特別保護地区にも設定されており、平成18年には、保護期間が令和8年までの20年間に更新されています。

同地区では、タカ科のツミの繁殖、ウグイス科のヤブサメの越冬が観察されるなど、小規模ながらも市街地に残された森林環境として重要な役割を果たしています。

表5-4 県設鳥獣保護区

種 別	名 称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面 積	期 間	面 積	期 間
誘致地区	末 吉	19ha	平成18年9月26日 令和8年9月25日	19ha	平成18年10月3日 令和8年10月2日

